

## 9 退職所得に係る市民税・県民税の取扱い

- (1) 分離課税の対象となる退職所得に係る市民税・県民税の税額の計算及び徴収は、特別徴収義務者（退職手当等の支払者）が行い、申告納入することとされています。
- (2) 分離課税の対象となる退職所得（分離課税に係る所得割）の市民税・県民税の税額は、退職した年の1月1日現在に住所がある市区町村に、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の翌月10日までに納入してください。  
なお、支払いを受ける人が次に掲げる事項に該当する場合は課税されません。  
ア 退職した年の1月1日現在、生活保護（生活扶助に限る）を受けていた場合  
イ 退職した年の1月1日現在、国内に居住していなかった場合  
ウ 死亡により退職手当が支給された場合
- (3) 納入書には、納入金額欄の退職所得分に税額を記入し、毎月の給与分に係る特別徴収税額と併せて納入してください。  
なお、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日から、次のとおり退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書への記載内容や提出方法が変更となっております。  
変更点① 記載内容について  
法人番号又は個人番号の記載が必要になりました。  
変更点② 提出方法について  
**特別徴収義務者が個人事業主の場合は**、金融機関等へお持ちいただく納入書の「納入申告書」欄に個人番号は記入をせず、別途、予備の納入申告書に該当事項を記入のうえ、本市収税課へ直接提出をお願いいたします（郵送可）。  
なお、特別徴収義務者が法人の場合は、これまでと同様に納入済通知書裏面の納入申告書に該当事項を記入してください。
- (4) 2人以上の場合は、「退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表」(10頁)を本市収税課へ提出してください（郵送可）。
- (5) 退職手当等の受給者が、取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員（相談役若しくは顧問を含む）の場合は、「退職手当の特別徴収票（源泉徴収票）」を退職後1月以内に1部提出してください。

## ● 分離課税の対象となる退職所得に係る市民税・県民税の計算方法

### ア 退職所得の金額の計算

#### ○一般退職手当の場合

$$\left( \boxed{\text{一般退職手当等の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \right) \times \boxed{1/2} \rightarrow \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

※退職所得控除額早見表（9頁）参照 （1,000円未満の端数は切捨て）

#### ○特定役員退職手当の場合

$$\boxed{\text{特定退職手当等の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \rightarrow \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

※役員等退職年齢が5年以下で、その役員等勤続年数に対応する退職手当等を受給する場合 ※退職所得控除額早見表（9頁）参照 （1,000円未満の端数は切捨て）

### イ 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額	×	税率	→	特別徴収すべき税額
		市民税 6%		市民税額
	×	県民税 4%	→	県民税額

ウ 計算例 勤務年数 25 年 一般退職手当 14,000,000 円の場合

退職所得の金額の計算

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の収入金額} \\ \hline 14,000,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline 11,500,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline 1,250,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

(1,000円未満の端数は切捨て)

特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額	×	税 率	→	特別徴収すべき税額
1,250,000 円		市民税 6 %		市民税額 75,000 円
	×	県民税 4 %	→	県民税額 50,000 円

(100円未満の端数は切捨て)

退職所得控除額早見表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
2年以下	80万円	11年	440万円	21年	870万円	31年以上	1,500万円に、勤続年数30年を超える1年ごとに70万円を加算した金額
3年	120万円	12年	480万円	22年	940万円		
4年	160万円	13年	520万円	23年	1,010万円		
5年	200万円	14年	560万円	24年	1,080万円		
6年	240万円	15年	600万円	25年	1,150万円		
7年	280万円	16年	640万円	26年	1,220万円		
8年	320万円	17年	680万円	27年	1,290万円		
9年	360万円	18年	720万円	28年	1,360万円		
10年	400万円	19年	760万円	29年	1,430万円		
		20年	800万円	30年	1,500万円		

- ※ 障害者となったことに直接起因して退職した場合は、退職所得控除額に 100 万円を加算します。
- ※ 勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、1 年として計算します（例：勤務期間 20 年 4 カ月→ 21 年として計算）。